

新連載 | 誤解にもとづく法的知識は役に立たない

新

## オープンソース ライセンス概論

text: 弁護士・寺本振透



今月のお題：  
ソフトウェアが第三者の知的財産権  
を侵害していたら誰かが責任を取る  
のか？



photo: Nakamura Tohru

### Teramoto Shinto

西村総合法律事務所パートナー。1963年生まれ。  
1987年に弁護士登録。主な業務分野はベンチャーキ  
ャピタルファイナンスと知的財産関連ファイナンス。



先月号までは「真・社会インフラへの提言」という題目で、オープンソースのソフトウェア製品について、ライセンスの基本的な構造を説明してきた。今回からしばらく、オープンソース型のライセンスに関するありがたい（時として、意図的に捏造された）誤解について議論する。

**Q.** オープンソースのソフトウェア製品は、第三者の知的財産権を侵害していたとしても、誰も責任をもって対処してくれないから危ないのではないのか？

**A.** オープンソースのソフトウェア製品であろうがプロプライエタリーなソフトウェア製品であろうが、ディストリビューターまたはベンダーがそれに関連した法的責任をまともに負っている例は基本的には存在しない。第三者の知的財産権に対する侵害があった場合に、ユーザーとシステムインテグレーターが協同して現実的な対処ができるようなソフトウェア製品を選択することが重要である。プロプライエタリーなソフトウェア製品の場合は、システムイ

ンテグレーター単独でできることがほとんどない分、ベンダーがどれだけ迅速かつ適切な対応をするかに依存することになるだろうし、オープンソースのソフトウェア製品の場合はディストリビューターとシステムインテグレーターが協調していかに迅速かつ適切な対応をするかに依存することになるだろう。


## 1. ソフトウェア製品の知的財産権に対する「誤解」の存在

ここで挙げられた疑問の根底には、3つの大きな誤解がある。第一に第三者の知的財産権と抵触する可能性は、オープンソースのソフトウェア製品であるか、プロプライエタリーなソフトウェア製品であるにかかわらず存在する。第二に「責任」の法的な意味が曖昧なままに放置されている。オープンソースのソフトウェア製品であっても、プロプライエタリーなソフトウェア製品であっても、そのディストリビューターまたはベン

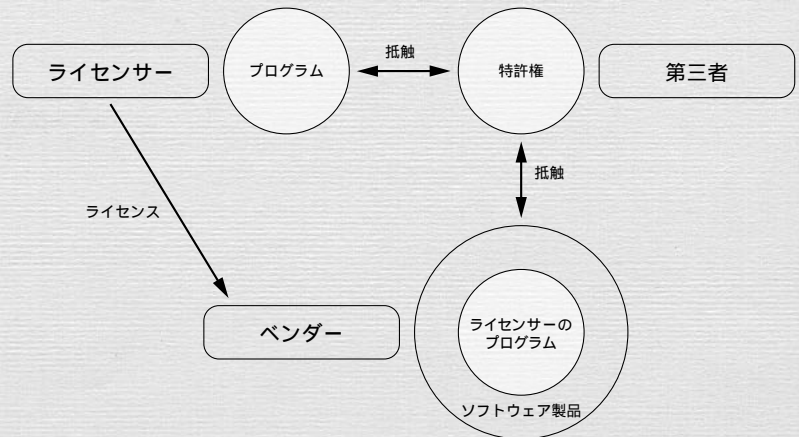
ダーが、販売している製品による第三者の知的財産権との抵触については、法的責任を負わないのが通例である。

## 第三者の知的財産権と抵触する可能性と対処の方法

第三者の知的財産権と抵触する可能性は、オープンソースのソフトウェア製品でもプロプライエタリーなソフトウェア製品でも、同様に存在する。

まず、第三者の有する特許権との抵触について言えば、製品開発の時点で第三者が特許出願している発明の内容を認識することが困難である以上は、その可能性が常にあると言うほかない。最近の著名な例としては、米国マイクロソフト社のプロプライエタリーなソフトウェア製品であるインターネットエクスプローラが、Eolas Technologies, Inc.  およびカリフォルニア大学の有する特許(USP5838906)を侵害していると、2003年8月に米国の連

[ライセンスされたプログラムが第三者の権利に抵触するソフトウェア製品]



プログラム製品には他からライセンスした部品が含まれていることがある。当該部品が第三者の権利に抵触する場合、第三者は、ディーポケットであるライセンサー（ベンダー）に対して攻撃することになりそうである。ライセンサー（ベンダー）が、当該部品を、抵触なき部品に速やかに変更できればよいが、そうでなければ、製品の供給またはアップデートに支障をきたすことになる。



邦裁判所によって認定されている(Eolas Technologies, Inc. and The Regents of the University of California v. Microsoft Corporation, United States District Court, Northern District of Illinois, Eastern Division, Chicago, Illinois) [注] なお、同じ特許権にオープンソースのウェブブラウザも抵触していないという保証もないことは言うまでもない。

著作権についてはどうだろうか？ 他人の著作物を参考にしたとしても、表現が異なれば著作権侵害にはならない。つまり、他人のコンピュータプログラムを参照したとしても、類似のコードが混入していなければ、著作権侵害にはならない。してみると、オープンソースのソフトウェア製品であろうが、プロプライエタリーなソフトウェア製品であろうが、著作権侵害を回避するのは簡単のように思えるかもしれない。だが、現実はその単純ではない。

オープンソースのソフトウェア製品の場合、さまざまなcontribution(寄与して付加されたもの)の中に第三者の著作権を侵害するプログラムのコードが混入して、

レビューの網をすりぬけてしまう可能性が皆無とまでは言えない。ただし、それぞれのcontributionの範囲およびこれに依存するほかの部分の部分が明確である限り、問題のある部分を差し替えることにより、対処可能である。

プロプライエタリーなソフトウェア製品の場合には、第三者の著作権を侵害するプログラムコードが混入するおもなルートが3種類ある。第一は、ベンダーの社内における開発過程で、第三者の著作権を侵害するプログラムコードの混入が社内のレビューの網をすりぬける場合である。このルートは、オープンソースのソフトウェア製品について前記したのとよく似ており、差し替えによる対処が可能な場合が多いと予想される。第二は、ベンダーが外部からプログラムのライセンスを受けて自社製品に組み込んでいる部分が第三者の著作権を侵害している場合である。これについては、差し替えのためのプログラムを開発する能力がないか、またはあっても下手に改変をすると今度はライセンサーの著作権を侵害するはめになって進

退窮まるおそれがある(169ページ図)。第三は、ベンダーが買収した企業のプログラムが自社製品に組み込まれている場合である。これについては、差し替えのためのプログラムを開発する能力のある技術者が買収後も残っているかどうかの問題である。

☞ <http://www.eolas.com/>

## ソフトウェア製品における「責任」とは？

法的には、まともに「責任」を負っているディストリビューターまたはベンダーは、めったに存在しない。単に、営業上、顧客に対して一定の配慮あるいは役務の提供をなすに過ぎない。通例、プロプライエタリーなソフトウェア製品のライセンス契約には次のような規定が堂々と記載されている(下図)。プロプライエタリーなソフトウェア製品では、ベンダーが責任を取ってくれると誤解している人は、きちんと契約書類を読んでおくべきだろう。ベンダー

[注]: たとえば、<http://lists.w3.org/Archives/Public/public-web-plugins/2003Oct/0000.html>を参照。また、日経コンピュータ2003年11月3日号2頁を参照。なお、判決は確定していない。

[一般的なソフトウェア製品に関する「無」保証条項の項目]

### ■保証なきこと

- 同梱の品質保証規定(たいしたことは書いていない)以外になんら保証がないこと
- パッケージやマニュアルに保証によく似たことを書いていても、それは保証ではないこと
- 製品にもサポートサービスにも瑕疵があるかもしれないが、それについて法的責任を負わないこと
- 製品が他人の権利を侵害しているかどうかについても保証がないこと

### ■損害に関する免責

- 製品もしくはサポートサービスに関して、または、これらが使用もしくは提供不能であることについて、ベンダーは責任を負わないこと

### ■責任制限

- ベンダーがユーザに対して何らかの責任を負うことになったとしても、(たとえば)製品の購入価額以下の金銭的補償の義務しか負わないこと



は、通例、メディアまたは記録方式の欠陥にしか保証責任を負わないものである。

ソフトウェア製品が第三者の知的財産権に抵触していた場合に直に対策製品を供給する「法的な」責任を負うベンダーなど存在しない。もちろん、可及的速やかに対策製品を供給しようとするのが普通であることについては、オープンソース製品のディストリビューターでも、プロプライエタリーなソフトウェア製品のベンダーでも同じことだろう。これは、「責任『感』」の問題であって「責任」の問題ではない。法的な「責任」ならば、約束を違えたときに、損害賠償請求ができるようなものでなければならない。プロプライエタリーなソフトウェア製品が第三者の知的財産権と抵触しており、ただちに対策製品が供給されないからと言って、ベンダーに対してエンドユーザーが損害賠償請求できるわけではないのである。

もっとも、ディストリビューターやベンダーが「責任」を負わないことを非難しているわけではない。そのような責任を負うことにしたのは、とても、合理的な価格でソ

フトウェア製品を販売することはできないはずである。非難されるべきは、「責任」を負っていないにもかかわらず、「責任」を負っているという嘘偽りを表示することである。

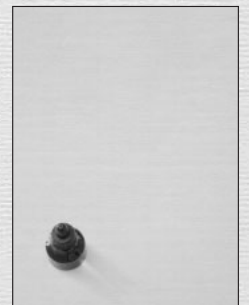
なお、ソフトウェア製品が自分の特許権ないしは著作権を侵害していると考える者が誰を攻撃するかについて付言しておこう。攻撃する側からすれば、可能な限り低いコストで、可能な限り大きな効果を上げなければならない。したがって、いわゆる「ディープポケット」(お金をたくさん持っている人)を狙って請求をすべきである。プロプライエタリーなソフトウェア製品の場合には、誰が「ディープポケット」であるのかがわかりやすい。つまり、ベンダーが狙われ、エンドユーザーは攻撃の対象とされない可能性はそこそこ存在するとも言える。オープンソースのソフトウェア製品の場合には、攻撃する側にとってわかりやすい「ディープポケット」が存在しないため、多数のエンドユーザーに対して脅迫めいた言辞を弄することを余儀なくされる(エンドユーザーにとっては迷惑な話ではあるが、本当に多数のエンドユーザーを訴える

ことはコスト対効果の点で無理がある)という違いはあるかもしれない。

## IV. 第三者の知的財産権との抵触に対する「責任」の取り方

さて、ディストリビューターもベンダーも法的な責任を取らないのだとしたら、そして、どのようなソフトウェア製品であっても第三者の知的財産権と抵触する可能性を皆無にはできないのだとしたら、エンドユーザーは、どんなソフトウェア製品の選択のしかたをすべきなのだろうか？

そのソフトウェア製品が基幹的なものではない場合は、あまり神経質である必要はないだろう。だが、基幹的な部分に使われる場合には、ディストリビューターまたはベンダーが適切な対応をすみやかに行わない場合に、エンドユーザーおよびシステムインテグレーター側の側で自らの力に対応できるような製品を選択するべきであることは、言うまでもない。





## [インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

**株式会社インプレスR&D**

All-in-One INTERNET magazine 編集部

[im-info@impress.co.jp](mailto:im-info@impress.co.jp)